

規制の事前評価書

政策の名称	新たな類型の感染症に対する規制の創設	担当部局名	健康局結核感染症課	作成責任者名	結核感染症課長 井上 肇	評価実施時期	平成26年10月
法令案等の名称・関連条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 近年、鳥インフルエンザ(H7N9)及び中東呼吸器症候群(以下「二疾病」という。)が世界において発生しています。当該感染症の人での発生状況や致死率等を勘案すると、そのまん延の防止のため、患者の入院等の措置を可能とすることが必要です。現在、二疾病については、政令により暫定的に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第8項の指定感染症に指定をし、入院等の措置を可能としているところですが、当該指定については、それぞれ鳥インフルエンザ(H7N9)はH27.5.6、中東呼吸器症候群はH27.7.26に失効予定です。</p> <p>【規制の目的、内容】 感染症法上の二類感染症として規定し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、当該感染症の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うこととします。</p> <p>【規制の必要性】 政令に基づく暫定的な指定感染症としての指定期限が失効した後も、引き続き二疾病の発生及びそのまん延を防止するため、入院措置等を可能とすることが必要です。</p>						
想定される代替案	海外における二疾病の発生状況や致死率等を勘案すると、国内においてその発生及びそのまん延を防止するためには、入院や就業制限等の措置を可能とすることが最も適切な手段であると考えられ、そのうち入院措置をとりうるのは二類感染症以上であるため、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	指定感染症としての指定期限が失効した後も、二疾病の患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなります。これにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定されます。	-					
2 行政費用	指定感染症としての指定期限が失効した後も、二疾病について、その発生の状況等の調査や入院勧告等の業務に係る費用が発生します。	-					
3 その他の社会的費用	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	二疾病の患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、これら感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができます。また、それにより、医療従業者の負担が軽減されるとともに、これら感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができます。さらに、当該措置は患者本人の治療のためにも有益であり、本人の生命や健康の保護に資するものです。	-					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	二疾病の患者を中心に、一定程度の行動が制限されるというコストが発生するとともに、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費されます。しかしながら、二疾病がまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、これら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとする事ができるため、最も適切な手段であると考えます。						
有識者の見解その他関連事項	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言(「感染症対策の見直しについて」)が取りまとめられました。その中で、鳥インフルエンザA(H7N9)及び中東呼吸器症候群の二類感染症への追加が提言されています。						
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定します。						